

養育医療の申請案内について

甲 賀 市

未熟児養育医療とは、種々の未熟性があり家庭保育が困難なため入院治療を必要とする未熟児（以下「本人」といいます。）に対して、医療の給付を行うものです。

1. 対象者
- 甲賀市に居住し、次のいずれかに該当する方で医師が入院治療を必要と認めた満1歳未満の方が対象です。
- ①出生時体重が2,000g以下の未熟児
- ②生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示す方
- (ア) 一般状態

a 運動不安、けいれんがある方

b 運動が異常に少ない方
- (イ) 体温

摂氏34度以下
- (ウ) 呼吸器循環器系

a 強度のチアノーゼが持続する方、チアノーゼ発作を繰り返す方

b 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にある。又は毎分30以下の方
- (エ) 消化器系

a 生後24時間以上排便の無い方

b 生後48時間以上おう吐が持続している方
- (オ) 黄疸

生後数時間以内に現れる、もしくは異常に強い黄疸のある方（重症黄疸による交換輸血を含む。）
2. 給付内容
- 入院治療における診察・医学的処置・治療等やミルク代に対し、給付が受けられます。
- ただし、医療保険が適応される医療費が給付範囲となりますので、おむつ代・差額ベッド代等の医療保険適応外の費用については対象となりません。
3. 申請方法
- (1) 申請できる方

本人の親権を行う方、又は後見人（一般的には保護者）であって、主たる生計者
- (2) 申請窓口

	住所	電話番号
子育て政策課	〒528-8502 水口町水口 6053 番地（市役所2階）	69-2169
水口保健センター	〒528-0005 水口町水口 5607 番地	62-5336
土山保健センター	〒528-0211 土山町北土山 1715 番地	66-1105
甲賀保健センター	〒520-3414 甲賀町大久保 507 番地 2	88-6556
甲南保健センター	〒520-3308 甲南町野田 810 番地	86-5934
信楽保健センター	〒529-1851 信楽町長野 1251 番地	82-3113

- (3) 申請期間
- 入院治療開始後、速やかに申請してください。
- (4) 必要書類
- ・養育医療給付申請書（様式第1号）… 保護者の方が記入してください。

・養育医療意見書（様式第2号）… 担当医師に作成をしてもらってください。

・世帯調書（様式第3号）… 保護者の方が記入してください。

同居をしている全ての方をご記入ください。

・マイナンバーが確認できるもの… マイナンバーカード・通知カード等、同一世帯全員分。

・同意書（様式第4号）… 本人の親権を行う方、保護者（両親）。

申請者の扶養に入っていない18歳以上の方

・子どもの資格確認書や資格情報のお知らせの写し、マイナポータルの健康保険の情報
が確認できるページをプリントアウトしたもの

… 子どもの上記書類が発行されていない場合は、
加入する予定の保護者の上記書類の写し。

・印鑑… 書類に訂正が必要な時に使用します。

・未婚の母又は未婚の父の方は寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

(裏へ続き)

◎下記に該当する方のみ市町村民税所得割額を証明する書類… 世帯全員分が必要です。

1～ 6月申請 : 前年の1月1日以降に転入された方 前年度分
7～12月申請 : 当年の1月1日以降に転入された方 今年度分
扶養義務者が甲賀市外に住民登録されている方

●有効期間延長承認の申請

養育医療券有効期間延長承認申請書(様式第6号)

申請者(保護者)が記入後、担当医に記入していただく必要があります。

※所得税額等を証明する書類が必要な場合がありますので、子育て政策課までお問い合わせください。

●住所、氏名、健康保険の変更

養育医療券に係る変更届(様式第7号) 申請者(保護者)が記入してください。

養育医療券

健康保険証

※住所変更の場合は新住所を所轄する市町村・保健所へ提出してください。

氏名もしくは健康保険の変更の場合は、子育て政策課に提出してください。

※県外に転出される場合は、転出先で新たに申請を行う必要があります。

医療機関を変更する場合は、新規申請と同様の書類が必要です。

●その他、申請に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ：甲賀市役所 子育て政策課 母子保健係

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL 69-2169

FAX 69-2298